

令和5年12月21日（木）

於・農林水産省第3特別会議室

第214回林政審議会議事速記録

林 野 庁

午後3時28分 開会

○谷村林政部長 それでは、皆さんおそろいでございますので、若干定刻より早いですけれども、林政審議会を始めさせていただきたいと思えます。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、いつも司会をしております望月が業務の都合で欠席でしておりますので、林政部長の私、谷村が今日の司会を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

まず、定足数について御報告いたします。

本日は、委員20名中19名の委員に御出席を頂いております。当審議会の開催に必要な過半数の出席という条件を満たしておりますので、本日の審議会が成立していることをまず御報告いたします。

お手元に参考1といたしまして林政審議会委員名簿を配布しておりますが、本日は小山委員、土川委員、中崎委員、中西委員、日當委員、福島委員におかれましては、オンラインで御出席を頂いております。河野委員は御欠席となっております。

林野庁の出席者につきましては、お手元の参考2、林野庁名簿を御覧いただければと存じますが、林野庁長官の青山と林政課長の望月は、業務の都合により欠席、森林整備部長の長崎屋は、途中からの出席となりますことを御了承ください。

また、12月14日付で木材利用課長の三上が異動しております。現在、木材利用課長は不在になっておりますので、当面の間は私、谷村が木材利用課長の事務取扱となっていることを併せてお知らせいたします。

それでは、ここからの議事進行は土屋会長にお願いしたいと思えます。

土屋会長、よろしくお願ひいたします。

○土屋会長 皆様、こんにちは。

あっという間に年も押し迫り、あと10日ぐらいになってまいりました。年末の大変お忙しいところ御参集いただきまして、ありがとうございました。オンラインの方も今日は多いんですが、よろしくお願ひいたします。

それでは、いつものように、初めに長官に御挨拶させていただきたいところ、今日は先ほど御説明ありましたように業務で御欠席ですので、小坂次長の方からお願ひいたします。

○小坂林野庁次長 どうも皆さんこんにちは。次長の小坂でございます。

年末になって、役所の方も予算の大詰めということで、その関係で長官と林政課長はそちら

の方の対応ということで欠席させていただいています。代わりに私の方から一言御挨拶させていただきます。

まずは、本日、年末のお忙しい中お集まりいただきまして、またリモートの方々も御参加いただきまして、誠にありがとうございます。いよいよ1年間の終わりが近づいて、皆さんいろいろなことが多分あったかと思えますけれども、皆様の御活躍、御尽力によって適切な森林整備保全、さらには林業、木材産業の発展、さらには山村の振興、いろいろなところで一歩二歩、前進できたんじゃないかなというふうに思っているところでございます。なかなか厳しいことでもありますけれども、皆さんとともに前進できたんじゃないかなというふうに思っている次第でございます。

さて、本日の議題でございます。これまで御審議いただいております国有林野の管理経営に関する基本計画の策定について、諮問させていただきたいと考えております。本計画につきましては、前回御審議いただいた案につきましては、10月下旬より1か月間パブリックコメントを実施いたしました。本日は、この結果を踏まえた最終案について御審議いただき、答申まで頂ければというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

また、11月29日に補正予算が成立しております。今、当初予算の大詰めですけれども、この補正予算については閣議決定されておりますので、その概要について御報告させていただきたいというふうに思っております。

本日は年内最後の林政審議会となります。また、長時間ともなりますけれども、皆様方の忌憚のない御意見を頂いて各般の施策に反映したいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○土屋会長 御挨拶ありがとうございました。

いつもは青山林野庁長官の方に伺っているんですけども、時々次長も御発言されるんですよね。

○小坂林野庁次長 どうもありがとうございます。

○土屋会長 ありがとうございました。

それでは、議事次第に沿って進めさせていただきます。

まずは、これが今回の審議会のメインの課題になりますが、議事1、国有林野の管理経営に関する基本計画の策定についてです。

これについては、もう既に2回審議会で議論してきたところですが、前回の10月の審議会で、

先ほども次長の方からも御説明がありましたように、審議を行ったものをパブリックコメントにかけております。その結果についても後で御報告があると思いますが、本日は基本計画の策定について、順番からいくと少しイレギュラーになっているんですが、農林水産大臣からの諮問を受けます。パブリックコメントの結果を踏まえて、審議を最終的に行った後で、答申も今日行う。今日、諮問と答申を両方行うということになりますので、御承知おきください。

それから、前回、前々回の審議会の中でも触れて議論になっておりました国有林の債務の返済についても、情勢の変化を踏まえた現時点での見通しを改めて説明していただきたいと考えております。

それから、これも次長の方から御説明がありましたように、林野関係の補正予算の概要についての御説明も、その他で受けることになっております。

それでは、まずは農林水産大臣からの諮問文を小坂林野庁次長に代読していただきたいと存じます。

小坂次長、よろしく願いいたします。

○小坂林野庁次長 林政審議会会長 土屋俊幸殿。

農林水産大臣 坂本哲志。

国有林野の管理経営に関する基本計画の策定について（諮問）。

国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）第4条第1項の規定に基づき、国有林野の管理経営に関する基本計画を別添のとおり定めるに当たり、同法第5条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

よろしく願いいたします。

○土屋会長 謹んで検討いたします。

（小坂林野庁次長から土屋会長へ諮問文を手交）

○土屋会長 もう報道関係のカメラ撮りは今終わったところですね。

それでは、これから審議に入ります。

まずは、国有林野の管理経営に関する基本計画の策定についてになりますけれども、事務局の方から説明をお願いいたします。

眞城経営企画課長、お願いします。

○眞城経営企画課長 経営企画課長の眞城でございます。よろしく願いいたします。

それでは、着座で説明させていただきます。

国有林野の管理経営に関する基本計画の策定についての御説明でございます。資料はお手元に全部で6種類ございまして、資料1-1、これが先ほどお話のあったパブリックコメントの結果と対応でございます。それから、1-2が計画の本文で、パブリックコメントの御意見を反映させたもの。同じく計画の新旧対照表ということで1-3。それから、1-4は計画の概要でございます。それから、1-5、これは参考資料として付けさせていただいて、説明をいたしますけれども、これまでの林政審議会の議論の経過を整理したものでございます。それから、資料2ということで国有林の債務の返済ということで、資料を御用意させていただいております。よろしく願いいたします。

それでは、管理経営基本計画の策定ということで、資料の順序は逆になりますけれども、資料1-5、こちらをお開きいただきまして、これに基づいて説明をさせていただきます。

資料1-5でございますけれども、これはこれまでの御議論を簡単にまとめた形のものでございまして、主立った項目について説明をさせていただきたいと思っております。

ちなみに、この資料の内容につきましては、10月の林政審議会で配布させていただき説明いたしました資料、これに各委員の皆様方の御意見でありますとかパブリックコメント、これを踏まえて更に充実させたものでございます。

それでは、早速内容の方に移らせていただきますけれども、ページをお開きいただいて、2ページでございます。

「はじめに」ということですが、これは委員の方から「国有林は日本の林業のフロンティアとして取り組んでもらいたい」ということで頂いてございまして、これを踏まえて、その下の計画案でございますけれども、最後の3行を御覧いただきたいと思っておりますが、「公益重視の管理経営を一層推進するとともに、その組織・技術力・資源を活用して民有林に係る施策を支え、森林・林業施策全体の推進に貢献するための取組を進めていく」としているところでございます。

それでは、次に3ページをお開きください。

内容の方の1の(1)ということで、公益重視の管理経営の一層の推進の部分でございますけれども、まず背景のところでは2ポツ目でございますが、森林・林業基本計画において、国有林では面的複層林施策等を先導的な取組として進めるとされていること、また、その下の委員の方から「複層林化にもモデル的に取り組んで行くべき」といったようなことで頂いてございます。

それで、計画案ということで、最後の1行のところでございますけれども、「国有林野事業

においては、」長伐期化や複層林化などの取組を通じて、「森林・林業基本計画で定められた望ましい森林の姿への誘導を先導的に推進する」としているところでございます。

それから、4ページにお移りください。

治山対策の推進でございますけれども、背景のところ、上でございますが、国土強靱化基本計画があって、また、委員の方から「生物多様性保全にも努めることが重要」との御意見を頂いたことも踏まえまして、計画案の方ですけれども、1段落目の最後に「生物多様性保全」にも努めつつ、ちょっと戻っていただきまして2行目でありますけれども、「流木災害の激甚化」であるとか「災害の発生形態の変化等に対応して、きめ細かな治山ダムの配置等を推進する」とともに、下に移って2段落目の3行目でございますけれども、「民有林への支援も含めた迅速な災害対策」などを進めることとしているところでございます。

ちなみに、この青字の部分、下でございますけれども、これはパブリックコメントでの意見を受けて修正した箇所でございます。これは後ほどパブリックコメントの結果のところでも御説明を申し上げます。

それから、2ページほど飛んでいただいて7ページをお開きください。

生物多様性の保全のページでございますけれども、背景といたしましては、生物多様性国家戦略があって、委員から「30by30目標への協力」、「林業をしながら生物多様性を維持していくこと」について御期待いただいたところございまして、これを踏まえて計画案でございますけれども、2段落目のところ、「主伐や再造林等の施業現場における生物多様性への配慮等に取り組むこと」や、ちょっと飛びまして4段落目、「30by30目標の達成に向けて、国立公園等の新規指定・拡張やOECMの設定等に適切に対応する」こととしているところでございます。

それから、8ページにお移りください。

今度は（2）森林・林業施策全体の推進への貢献の部分でございます。

こちらにつきましては、委員の皆様から多数意見を頂いているところでございますけれども、このページの下部分でございますが、例えば2ポツのところだと、「循環的な林業に向けて、山元の収益性を高めることが必要」でありますとか、次の「国有林のフィールドで技術開発を進めて、幅広く普及してほしい」ということ。若干飛んで、その二つ下、「民有林関係者に分かりやすい形で効果的に進めることが重要」、それから一番下ですけれども、「林業経営体の育成に期待する」といった、本当にたくさんの御意見を頂いたところでございます。

こうしたことを踏まえて、9ページにお移りください。

これは計画案でございますけれども、(2)の2段落目のところで、「森林・林業基本計画に掲げる「新しい林業」の実現、林業経営体の育成等に向け」、その下3段落目、「特に効率的な施業を推進する森林を設定・公表し、民有林関係者に分かりやすい形で」、この後に記載しているアからエの取組を進めるということとしてございます。

少し具体的になりますけれども、その下にあるアでございますけれども、2段落目以降に「造林の省力化や低コスト化」、それから「生産性向上」などの取組を進めて、「成果については、現地検討会等を通じて民有林への普及に取り組む」としているところでございます。

それから、10ページ目をお開きください。

先ほどの続きで、イでございますけれども、林業従事者の確保ということに向けまして、一番上の段落で「安定的な事業発注」であるとか「複数年契約」などによって、「林業事業体の育成に取り組む」とともに、その下の2段落目、「樹木採取権制度の適切な運用」などを通じて、「林業経営体の育成を図る」としてございます。

加えて、ウですけれども、市町村の森林・林業行政に対する技術支援、それからエ、森林・林業技術者等の育成支援にも取り組むこととしてございます。

次に、11ページにお移りください。

これは、先ほど9ページの施策全体の推進への貢献のところでも触れた、特に効率的な施業を推進する森林についてまとめたものを改めて掲載をしてございます。

それから、次の12ページにお移りください。

情報の受発信の部分でございますけれども、委員の方から「情報発信に当たっては、動画やSNSの活用」なども重要との御意見を頂いたところでございまして、計画案のところでも「SNSも活用した国有林野事業に関する情報提供に努める」としているところでございます。

それから、13ページをお開きください。

シカ被害対策の関係でございます。背景の一番上のところ、分布域が拡大しており、委員から「シカの被害は非常に大きい。生息状況や被害状況を把握しながら対策を進めることが必要」、それから「国有林がパイオニアとなって鳥獣被害対策を広げてもらいたい」といったようなことを頂いてございます。

その中で、計画案、これは2段落目のところですが、「生息状況のモニタリングを推進」しつつ、「地元行政機関等と協力して効果的かつ効率的な捕獲等を推進する」としているところでございます。

ここにも青字のところがございますけれども、パブリックコメントの御意見をを受けて修正し

た箇所でございます。また後ほど御説明申し上げます。

それから、14ページをお開きください。

こちらは、3の(1)の林産物の供給のページでございますけれども、委員から「広葉樹等の地域ニーズを踏まえた取組に期待する」ということで頂いたことを踏まえまして、計画案のところで2段落目ですけれども、「広葉樹等について、地域のニーズを踏まえ適切な供給に努める」としたところでございます。

次の15ページでございます。

これは(2)の国産材の安定供給体制の構築に向けた貢献ということで、背景といたしまして、世界的な木材需給の変動などを取り巻く情勢が複雑さを増しており、海外情勢の影響を受けにくい木材需給構造の構築が必要となっている中におきまして、計画案、少し下で3段落目のところですが、「需要先へ直送する「システム販売」」などに取り組み、ちょっと飛んで5段落目ですけれども、「森林・林業基本計画に掲げる国産材供給量の拡大に貢献する」とともに、その下、「木材需給が急変した場合には、一定のシェアを有している国有林の特性を活かし、供給調整機能を発揮する」こととしているところでございます。

それでは、16ページをお開きください。

こちらは、大きな4番の国有林野の活用ということでございますけれども、こちら背景を御覧いただいて、森林・林業基本計画において、再生可能エネルギーについては、森林の公益的機能の発揮と地域の合意形成に十分留意しつつ進めるとされているところございまして、それを踏まえて、計画案でございますけれども、国有林野の活用にあたって、2段落目のところ、「再生可能エネルギー発電事業の用に供する場合には、国土の保全や生物多様性の保全等に配慮するとともに地域の意向を踏まえつつ、適切な活用を図る」としているところでございます。

それでは、少し飛んでいただいて、19ページをお開きください。

6番の(2)のその他事業運営に関する事項というところで、これは委員から「森林管理のデジタル化をより一層推進していくことが必要」との御意見を頂いたこと、これを踏まえまして、計画案のところですが、「GISやドローン、レーザ計測等の現場業務での活用など、職員が行う業務の効率化を推進する」こととしているところでございます。

20ページにお移りください。

こちらは7番の人材の育成でございます。委員から「デジタル化を進める一方で、現地調査を行う機会をつくる必要がある」との御意見を頂きました。計画案では、2段落目のところで

すけれども、「実地を重視したOJTとともに研修の充実等を積極的に行う」としているところでございます。

22ページ以降は、またいろいろと取組の実績等々を記載させていただいてございます。9月の林政審のところで御説明させていただいたところですので、こちらの方については割愛をさせていただきたいと思っておりますけれども、いずれにいたしましても、今説明させていただいた資料は、これまでの林政審議会の議論の経過が分かるように整理をさせていただきました。

説明はポイントのみとさせていただいておりますけれども、計画本文と合わせて、委員の皆様、それから広く国民の皆様にも、より理解を深めていただくための参考にしていただければと考えて、資料を付けて説明をさせていただいたところでございます。

それでは、今日のある意味、一つ本題のところでございますが、パブリックコメントの関係で、御議論いただいております計画案についてのパブリックコメントの結果について御説明申し上げたいと思っております。

資料といたしましては、戻りまして資料1-1でございます。

資料1-1の上のところからでございますけれども、まず期間ですが、10月25日から11月24日までの31日間、林野庁のホームページなどのウェブサイトへの掲載によって告知を行って、意見の募集を行いました。その結果、4名の方から計10項目の御意見を頂いたところでございます。

処理結果の区分ということで三つに区分してございますけれども、頂いた御意見につきましては、それぞれ精査をさせていただいて、下のところですが、10項目のうち5項目につきましては一つ目の区分、「既に原文に含まれていると考えられるため、修文に至らなかったもの」、2項目については、二つ目の区分の「意見を踏まえ修正するもの」、3項目については、「その他、今後の検討の参考等」と整理をさせていただきました。

ちなみに、意見の提出の件数ですけれども、4件ということで少ないという印象を持たれる方がいらっしゃるかもしれませんが、参考に林野庁のホームページで、10月の林政審議会で説明した管理経営基本計画の案を掲載しているページがございますが、10月と11月ですけれども、こちらのページのアクセス数を確認いたしましたところ、700件以上アクセスがあったということで、一定の関心は持っていただいているのかなと考えているところでございます。

それでは、これ以降の資料で、意見と処理の結果を記載しておりますので、御説明申し上げます。

主なということで2ページは割愛させていただいて、まず3ページを御覧ください。

御意見でいうとナンバー4でございますけれども、これは計画でいう1番の国有林野の管理経営に関する基本方針というところの(1)公益重視の管理経営の一層の推進のうち、治山対策の推進の部分でございます。

真ん中の意見のところですが、「治山対策の推進について、立木の大径化が進む中で、土石流発生に伴う流木対策は欠かせないと考えるので、それがわかる文にすべきではないか」という御意見でございました。

これにつきましては、先ほども治山対策のところでも御説明申し上げましたけれども、本計画におきましては、(1)ア、②の項目になりますけれども、「流木災害の激甚化等に対して、土砂流出の抑制等を推進する」こととしてございまして、流木対策の推進も含まれてございますので、処理の結果といたしましては、1に区分いたしまして、既に原文に含まれていると考えるため、修文に至らなかったものとしたところでございます。

続いて、その下のナンバー5でございます。同じく治山対策の推進の部分でございますけれども、その右に移っていただいて、「令和3年の森林・林業基本計画改定時に新たに記載された森林土木事業の担い手の確保等の取組について、国有林野事業においても取り組む旨を記載すべきではないか」という御意見です。

これにつきましては、国有林野事業では、森林・林業基本計画に基づいて事業発注者の立場として、森林の土木事業の担い手確保などに取り組んでいるところでございますので、御意見を踏まえまして、森林・林業基本計画における記載ぶりを参考にして、同じ(1)アの②というところ、先ほどの1-5で御説明した青いところですが、「加えて、国土の保全等に不可欠な森林土木事業を適切かつ着実に実施できるよう、事業発注者として、工事や設計業務等の品質確保と担い手確保に取り組むこととする」と追記をさせていただきたいと考えてございます。そういうことで、処理の結果としては、2番の意見を踏まえ修正するものということでございます。

それから、4ページに移っていただきまして、ナンバー6でございます。計画の項目でいいますと、2の国有林野の維持及び保存に関する基本的な事項、(1)の森林の巡視、病虫害の防除等適切な森林の保全管理ということで、そのうちシカ対策の関係でございます。意見として、「シカによる森林被害について、どのような深刻な状況にあるか解り易い内容を記載し、国民の皆さんにわかってもらえるものにすべきと考える」という御意見でございます。

これにつきましては、原案で「深刻な状況にある」としか書いていなかったところでございまして、御意見を踏まえて、こちらも森林・林業基本計画における記載ぶりを参考にして、特

に、深刻な状況にあるというところを「シカ等野生鳥獣による森林被害については、造林地の成林に支障を及ぼすほか、下層植生の消失により土壌流出が発生するなど、深刻な状況にあるところであり、その防止に向け」ということで修正をすることとしたいと考えてございます。処理の結果としては、2の意見を踏まえ修正するものということでございます。

続いて、同じページのナンバー8ですけれども、項目として3の国有林野の林産物の供給に関する基本的な事項ということで、御意見として、列状間伐でございますけれども、その実施に当たっては、「列間の定性間伐も行う旨を記載すべきと考える」という施業方法の詳細についての御意見でございますが、間伐などの施業方法の詳細につきましては、地域の事情を踏まえて、各森林管理局で策定する国有林の地域別の森林計画等で定めておりますので、処理の結果としては、3番の今後の検討の参考とさせていただいてございます。

それから、次のページでございます、5ページのナンバー9です。

項目は、4番の国有林野の活用に関する基本的な事項の関係でございますけれども、御意見としては、「自然破壊に繋がる太陽光発電などへの国有林の転用は厳しく制限すべき」ということでございますが、これにつきましては、これも先ほどの資料1-5のところでも若干触れましたけれども、本計画におきましては、国有林野の貸付け等に当たっては、「再生可能エネルギー発電事業の用に供する場合には、国土の保全や生物多様性の保全等に配慮するとともに地域の意向を踏まえつつ、適切な活用を図る」とこととしてございますので、処理の結果としては、1、既に原文に含まれているとさせていただいております。

それから、最後のナンバー10でございますけれども、これは「外国人について、日本の土地購入ができないよう、今すぐ法律を定めるべき」という御意見でございました。

この国有林の計画につきましては、国有林野の管理経営に関する基本的な事項を定めるものでございまして、土地全般に関する規制を定めるものではありませんということでありまして、処理の結果としては、3のその他ということにさせていただいております。

以上がパブリックコメントの概要でございまして、このパブコメの意見については、今御説明申し上げたとおり2か所について反映をいたしまして、次の本文、資料1-2でございますけれども、これにつきましては、パブコメの意見を反映させたもので諮問をさせていただいているということでございます。

パブリックコメントの関係の説明は以上でございます。

それから、この計画の諮問と併せてですけれども、返済の試算、先ほど会長の方からも御案内のあったところでございますけれども、それについての御説明をさせていただきたいと思

ますけれども、これは資料2でございます。

ちなみに、これも御案内のとおりでございますけれども、9月の林政審議会で会長の方からも、国有林の債務の返済について、現時点の見通しを示してほしいといったような御指摘を受けたところでございますけれども、平成24年の林政審議会でも試算の説明、公表をしておりますが、そこから10年以上経過しているということで、国産材需給の見通しや木材の販売単価に変化が見られるといったようなことから、今回改めて試算を行いましたので説明を申し上げるということでございます。

それでは、資料2の内容の方に移らせていただきますけれども、まず2ページをお開きください。

2ページ、これまでの返済の実績でございます。国有林材の供給量が増加してきた中で、左のオレンジのグラフのところですが、毎年度の返済額も増加傾向で推移しております。単年度の返済額といたしましては、令和6年度の概算要求額でございますけれども、それで330億円まで増えてきているところでございます。

それから、右側でございますけれども、これは平成10年以降の債務の推移でございます。国有林の債務につきましては、平成10年の抜本改革において、当時3.8兆円に上る債務のうち2.8兆円を一般会計承継ということで、残りの1兆円につきまして、林産物収入などによって返済していくとされたところでございます。

この上の方に書いてありますけれども、平成15年までの集中改革期間における新規借入金で2,000億円ほど増加した以降は、新たな借入は行っておりません。これまでの累計ということで1,913億円の返済を行ってきておりまして、令和5年度末での債務の残高は、この一番下にございますとおり、1兆882億円となっているところでございます。

それから、3ページをお開きください。

これは参考として、返済の仕組みのイメージでございます。国有林の債務につきましては、右側に記載しております上のところの囲みで、国有林野事業債務管理特別会計という特会で管理してございますけれども、この特会に左側の一般会計から返済の原資を繰り入れて、元本返済に充てるということでありますけれども、何が原資になっているかということでいいますと、左側の一般会計のところの中の赤の点線の部分でございますけれども、真ん中下ぐらいのところ、林産物収入等からその収入確保に係る経費を控除した額に決算調整額、これは後ほど少し触れますけれども、それを加えたものが原資となっております。それを左のところから右に、一般会計から特会に繰り入れて返済を行っているという仕組みでございます。

それでは、4ページをお開きください。

下半分のところに記載してございますけれども、国有林の債務返済につきましては、平成24年の林政審議会で、令和30年度までに返済を終えるという試算、これを説明、公表してございます。先ほど申し上げたとおりです。

このときの返済試算が、平成29年度までの累計で、下の囲みのところで少し太枠でくくっておりますけれども、490億円、令和4年度までの累計で1,500億円としていたのに対して、上に移っていただきますと、これは実績ですが、これまでの返済状況は平成29年度末で569億円、令和4年度末で1,545億円ということで、おおむね試算に沿った形になっているということでございます。

それから、5ページでございます。

これも参考としてですけれども、債務返済額の計算方法を詳しく整理をさせていただきました。返済額については、一番下の四角にございますけれども、その前に上の表の予算のところのCの収支差でございますけれども、それに下から2番目の前年度以前の決算調整額、これはHでございますけれども、矢印で書いてございますけれども、それを足したものが返済額ということになっております。

ちなみに、予算と決算の収支差が変わらなければ、決算調整額というのは発生しないわけにありますけれども、予算より多くの収入があったり、経費を全部使い切らなかつたりとか、そういったことで収支差については上振れすること、又は場合によっては下振れすること、その分につきましては、翌年度以降の返済額に上乗せして返済に回しているという仕組みでございます。

例えばで、もう一度戻りますけれども、27年度の例で申し上げますと、上の予算のところの表でございますが、収支差は72億円になっておりますけれども、平成25年度の決算調整額、横にあります、下から2番目のところですので、20億円、それを足したものがその下の返済額ということで、92億円ということで返済額となっている、そういうことでございます。

それでは、6ページを見ていただきます。

6ページは、収入の大宗を占めます林産物収入の関係でございます。どれだけの木材をこれまで販売してきたのか、また、今後どういう見通しなのかということでございますが、まず実績として、これは今年のミニ白書のところでも御紹介させていただきましたとおり、この10年間、上の表の括弧書きを見ていただきたいと思います、国有林材の丸太供給量は、国産材全体の15%前後を維持しながら増加傾向で推移してきてございます。ちなみに、平成25年の359

万立方から、令和3年には500万立方を超えるまで増加してきたところであります。

今後の見通しでございますけれども、左下のところの森林・林業基本計画における供給量の目標、令和7年には4,000万立方、令和12年には4,200万立方とされている中で、この目標に沿って国産材全体が増加するという中で、国有林としても国有林材の比率を先ほど申し上げた15%程度を維持しながら、国有林の収穫量を増加するということで、全体が伸びる中で右下のグラフにありますとおり、国有林も同じように伸ばしていくと見込んでいるところでございます。

それから、7ページでございますけれども、これは木材の価格でございますが、販売価格につきましては、これまで中長期的には、左グラフにありますとおり、緩やかに上昇傾向にございます。今回、試算に使用しました販売単価は、新型コロナの影響でありますとかウッドショックといった特殊な要因を排除して、最新の水準というところで、右下の試算の備考欄のところでございますけれども、具体的には、それぞれ素材なり立販なりという区分ごとに、直近5年のうち最大値と最小値を外した3年の平均にしたところでございます。

なお、立木販売の主伐ということでは、平成24年の試算と同様でございますけれども、路網とか機械の導入といったようなことでのコスト低減の取組を進めているということ踏まえて、この下、右の欄のところでございますけれども、10年後には4,400まで上昇するとしたところでございます。

続きまして、8ページを御覧ください。

このページが今後の国有林の債務の返済試算ということでございます。まず上の方の四角ですけれども、前提条件でございますが、(1)収入ということで、林産物収入でございますけれども、これは先ほど御説明申し上げましたように、森林・林業基本計画における国産材の伸びに合わせて国有林も伸ばしていくと見込んでございます。右表につきましては、販売単価は、これも先ほど申し上げましたが、最新の水準としているところでございます。

それから、②でございますけれども、これは林産物収入以外ということで、その収入につきましては、令和4年度の実績を基に、これは余り上下しないだろうということで40億円程度で推移するという見込みにしてございます。

(2)は引く方の経費でございますけれども、こちらの内容は木材の販売であるとか収穫調査といったような収入を確保するのに必要な額を見込んでございます。レーザ計測等、デジタル技術を活用して調査等を効率化することで、同時に削減にも努めることとしてございます。

そういった前提を踏まえまして、今後の債務の返済について試算いたしますと、下の表を御

覧いただきたいと思いますが、収入という区分のところにつきましては、段階的に増加をいたしまして、経費については逆に段階的に減少する。その結果、その差で返済額は増加していく。最終的には、平成24年の試算と同様に、令和30年度までに1兆2,800億円の返済が終了するという試算の結果になったところでございます。

以上が今後の返済試算でございます。

それから、9ページを御覧ください。

こちらは参考として、販売単価や収穫量、先ほど前提で御説明申し上げましたけれども、これの変動した場合どうなってくるのか、とりわけ完済年度がどの程度違ってくるのかというものをシミュレーションしたものでございます。

ちなみに、8ページで御説明申し上げました単価と収穫量となった場合には、この四角の真ん中の令和30年度完済ということでございますけれども、仮に単価が1割下落したという場合については、真ん中から下にずれて令和30年度から4年遅くなって、ここに書いてございましており令和34年ということになります。さらに、収穫量も1割減ったという場合は、右に移動して10年遅れて令和40年になるということでございます。

逆に、販売単価が上がる、例えば1割上昇した場合ということですと、真ん中から上にずれて、令和28年に早まって2年早まるということ。さらに、量が1割増えるということであれば、そこから左にずれて4年早まって令和26年になる、そういったようなシミュレーションをしたところでございます。御参考でございます。

それから、10ページでございます。

こちらは、この返済に係る関係法令を記載させていただいてございますけれども、上の利子財源の繰入れでありますとか、下については債務処理の期限について、それぞれ特別会計に関する法律でありますとか、国有林野事業の改革のための特別措置法、これに規定されているということでございます。こちらも併せて記載をさせていただいています。

それから、最後でございますけれども、今御説明申し上げさせていただいたものまとめということで、繰り返しになりますけれども、改めて御説明を申し上げます。

順を追ってですけれども、一つ目、国有林野事業の債務の返済につきましては、平成24年の林政審議会において、令和30年度の返済が終了する見込みであるとの試算結果について御説明、公表させていただいたということです。

これまでということで、この試算に基づいておおむねそれに沿った返済を続けているということですが、三つ目、試算の公表から10年以上が経過して、国産材の需給の見通しであ

りますとか木材の販売価格に変化が見られるということで、今般、改めて試算を行ったということでございます。

四つ目、新たな試算につきましては、国有林材の供給について、森林・林業基本計画における国産材供給量の目標の伸びに合わせて伸ばすことを見込むということ。それから、木材の販売単価は、直近の水準とするという方法によって試算を行ったところでございます。

その結果、最後ですけれども、新たな試算においても、令和30年度までの返済終了を見込むことが可能であったとしているところでございます。

いずれにいたしましても、引き続き適切な森林整備を通じた収穫量の計画的な確保であるとか、森林・林業基本計画に基づく施策の推進によって、コストの縮減など、こういったことに着実に取り組んで、新たな試算に沿って着実な処理を進めていきたいと考えているところでございます。

以上、私の方からの御説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○土屋会長 非常に丁寧な御説明ありがとうございました。

これから質疑応答に入りますが、御説明の中にあつたんですが、最後の国有林の債務返済についてはあくまでも参考情報ということでして、審議会としては、国有林野の管理経営基本計画の方については、その策定に責任を持つわけですけれども、債務返済については、あくまでも林野庁として債務の返済を行うということになっているので、ここで決めるというものではありません。そのところは少し峻別していただければと思います。

それでは、これから私の手元にあるスケジュールだと、16時45分ぐらいまではこの質疑応答で使えることになっています。多くの皆さんは、これまでも審議会の中で御発言されていますし、それから、今回かなり丁寧に事前説明の機会を作っていただきましたので、それぞれ皆さん、その場で意見を出されていて、それがもう反映している部分もかなりあると思います。

では、そのところについては、もうしゃべらないでよということではなくて、もちろんこれでいいだろうということは御発言をする必要は全くないんですけれども、改めて御意見として残しておきたいということがありましたら、重複しても構いません。これが最後の締めということですので、締めとして言っておきたいということがありましたら、それは是非、改めてお願いいたしたいと思っております。

これまでと同じように、二つか三つぐらいの御質問をまず受けて、それをまとめて事務局の方からお答えいただくというような形で進めたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

それで、かなり多岐にわたるわけですし、先ほど申しました債務の返済もありますけれども、特にこちらでは順番を付けませんので、皆さん御質問をされるとき、若しくは御意見をされるときに、一体どこについての御意見なのかということをお初めに明言していただいてから、御発言をお願いしたいと思います。

それでは、これから計画の最後の審議に入りますが、いかがでしょうか。

斎藤委員、どうぞ。

○斎藤委員 ありがとうございます。

資料1-5の3ページ目「委員からの意見」について、前回「効率的な施業を推進する一方で、生産効率の悪い森林の複層林化などにもモデル的に取り組んでいくべきでは」と述べさせていただきました。この意見に対しまして、「1、国有林野の管理経営に関する基本方針」の中で「①機能類型区分に応じた森林施業等の推進」という新たな項を設ける形で、御対応いただきました。ありがとうございました。このように、項目タイトルとして明言を頂いたという意義は、大きいと存じます。さらに、この項目の最終行で、「国有林野事業においては、これらの取組を通じて、森林・林業基本計画で定められた望ましい森林の姿への誘導を先導的に推進する。」を加筆していただいたことで、国有林が日本の林業のフロンティアとして種々の森林へ対応していく姿勢が示されたと存じます。特に昨今、人口減少や未曾有の激しい気候変動などを踏まえて対応が模索される中で、国有林の先導的な役割はますます重要となることと推測いたしますので、是非継続して取り組んでいただくことを希望いたします。

ありがとうございます。

○土屋会長 ありがとうございました。

御意見という形だと思いますが、改めてありがとうございました。

次に、ほかの方の意見はいかがでしょう。

松浦委員、どうぞ。

○松浦委員 松浦です。

同じく資料1-5の19ページと20ページのデジタル化のところでございます。

これは要望なんですけれども、既に国有林の方では、国有林GISというのは実際に運用されていると思うのですが、そのより一層の高精度化と時系列データの蓄積を是非推進していただきたいなというふうに考えています。

というのは、例えば一部地域では、実際の地形データと国有林の境界とかの位置情報が若干ずれているというようなこともありますし、連携している森林簿も実態と合っているかという

と、必ずしもそうでない部分もあると考えています。

したがって、高精度化を進めるのと同時に定期的に航空レーザ等を行うことで、例えば成長量とか現存量などの調査も行うこともできますし、地形データの整合性も取ることが十分にできるのではないかと考えています。

あとは、プラットフォームとしてのGISの使い勝手を、国有林の職員の広範な意見とか要望を聞きながら、ユーザーフレンドリーなシステムに仕上げていくということを是非、進めていただきたいと。それには、GISシステムの中で解析機能をもっと増やして、例えばその中にAIを取り入れた解析機能なんかも含めて、より高度なシステムを構築していただければなと考えています。是非、次の計画でそういったことも推進していただければなというふうに考えております。

以上です。

○土屋会長 ありがとうございます。

今のも御意見ということですね。

○松浦委員 要望です。

○土屋会長 はい。

あと、もうお一方ぐらい。出島委員、どうぞ。

○出島委員 ありがとうございます。

生物多様性関係のところですけども、7ページ中心になりますか、出した意見を反映していただいて十分書かれているとは思っております。ただ、考えてみると、今立てている計画が5年がたった頃は2028年、30by30目標というと本当に目標達成直前になるわけで、それまでに陸域、国土の30%、今は大体20%が保護地域で10%が足りない状態というふうに言われています。

そこを達成していくに当たっては、やはり国土の2割を占める国有林の役割というのは非常に大きいものがあるというふうに思っておりますので、いわゆる保護林みたいなものを拡大していくのか、やはり利用しながら保全するという、いわゆるOECM型を増やしていくのかというようなところというのは非常に重要だと思います。

かつ、やはり国土の2割の国有林があったとしても、多分なかなかその残り10%の達成というのは難しいと思いますし、あと一方で、今、ネイチャーポジティブというような概念が企業等に浸透している状況においては、よりそういう生物多様性の保全、若しくは再生に関わるような木材というものが求められる時代がだんだん来るのではないかとというふうに想像しますと、

先ほどパイオニアとしての複層林のような、施業のような話が出ていますけれども、そういう国有林でパイオニア的にやっていく、そういう技術、施業方法みたいなものをしっかり民有林に提供し、民有林側もネイチャーポジティブな木材といいますか、そういうものが生産できるような状況を作っていくということが必要なんだろうというふうに思っています。

それ自体は、なかなか簡単なことではないというふうに思って、それが2030年までということであると考えると、なおさら簡単じゃないなというふうに考えますので、しっかり取組を進めていっていただきたいというのが、改めての意見になります。

私からは以上です。

○土屋会長 ありがとうございます。

今、お三方から、それぞれ違う内容の、ほぼ御意見だったと思いますけれども、ありました。

事務局の担当の方からまとめて、若しくはそれぞれについてお答えいただきたいと思いがいかですか。

○眞城経営企画課長 御意見ありがとうございます。

最初に、斎藤委員からございましたけれども、基本的にこういった取組、資料1-5の3ページのところでございますけれども、継続して望ましい森林の姿への誘導でありますとか、そういったことについて、今回こういった計画の形で明確に整理させていただきましたし、そういったことで進めさせていただくということでございます。また、引き続き御指導等よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、あと松浦委員から頂きました。GISを始めとする技術の利用ということかと思ひますけれども、これはお話がございましたとおり、実際に国有林でもGISを活用するということで取組を進めているところでございます。

レーザ計測についても、これはなかなか一気というわけにはいきませんが、進めており、分析の方も併せてやっております。それとGISの操作性とかインターネット対応ということで、いわゆる高度化に向けての取組も併せて進めているところでございます。これらにつきましては、引き続き対応していくということと、また、最後の方にAIと合わせてというお話もございました。

こちらにつきましては、また将来的なところになるのかと思ひますけれども、AIについて、政府全体のことも含めて動向も見ながら、その状況、状況に応じて検討に加えていくことができるかどうか、そのあたりも併せて考えさせていただきたいと思っております。いずれにせよ、御指摘は重要な部分でございますので、引き続きの対応とさせていただきます。

それから、あと出島委員から頂きました30by30で2030年までということで、実際この計画が2028年までということで、時間的にも非常にタイトという背景の中での御意見ということだったと思います。

国土の2割を占める国有林の役割ということは、重々認識しているところでございまして、OECMの取組ということで、例えば7ページのところでございますけれども、もちろん保護林を保全していくということもございまして、また、2段落目のところに記載させていただいておりますけれども、例えば施業の現場のところにおいても、いわゆる多様性に配慮していくということ、最終的に木材についての御意見も頂いてございまして、全体として、そういった配慮があつての木材の供給ということ、実際簡単ではないといった併せてのご示唆も頂いたところですが、こうした方向の中で現地の方の状況に応じてしっかり取組を進めていく、そういうことで今回計画の方に記載させていただきました。

また、引き続きよろしく申し上げます。

○土屋会長 ありがとうございます。

今の3人の委員の方からの御意見は、みんなまとめると、かなり先進的、若しくはパイオニア的なところを国有林がちゃんと担うべきだということだと思ひまして、これは国有林の一つの役割として非常に重要なところだと思いますので、今お答えにもありましたように、よろしく願いいたします。

それでは、いつも対応に追われて忘れてしまうのですが、今日は全部で6の方がオンラインでおられますので、オンラインの方で御意見はいかがでしょうか。

○土川委員 土川ですけれども、よろしいでしょうか。

○土屋会長 どうぞ、よろしく申し上げます。

○土川委員 2点ございまして、1点目は、先ほどの松浦委員の御要望というのと重なるわけなんですけれども、とにかくAI技術、それからデジタル化、もうどんどんこれは進んできております。

いろいろとアプリを使うとかというのも、もちろん結構なことなんですけれども、あれもこれも機能が付いて、逆に現場では使いにくいというのは、私も何人かの方から伺ったことがありますので、先進的な技術を入れつつ、実際現場でどういった方がお使いになるのかということを含めて、検討をお願いしたいという点が1点。

それからもう一つは、資料1-5の10ページの次期管理経営基本計画案のエに関係するところなんですけれども、こういった大学の研究、実習へのフィールドの提供、これは是非積極的に

進めただけだと大変助かります。

全国の、旧林学系の演習林でも、なかなか維持管理というのが難しい状況になってきております。新たにそういう国有林を使うということで、人材育成にそれを役立てるといような方向を、林野庁、それから大学、教育機関が密な連携を取ってやれる体制ということを是非お作りいただきたいと思っております。

2点、要望ということで述べさせていただきました。以上です。

○土屋会長 ありがとうございます。

ほかのオンライン参加の皆さん、いかがですか。ありましたら手を挙げていただくと有り難いのですが。

中西委員ですね。よろしくお願ひいたします。

○中西委員 中西でございます。

私は、国有林がパイオニアとなって民有林の適切な再造林や鳥獣被害対策等の施策を広げてもらいたいという意見を以前より出させていただいておりますが、それは計画案にいろいろと盛り込んでいただいたので、よかったと思っております。

いずれにしても、シカ対策に代表される鳥獣被害対策は、一般の国民の皆さんが非常に注意を持って見るアイテムと思いますので、是非、国有林がパイオニアとなって、うまく鳥獣被害対策を講じていただければと思っております。

以上です。

○土屋会長 ありがとうございます。

あと、もしもオンラインの方で、もうお一方あれば。

どうぞ、福島委員。

○福島委員 福島です。

私は、SNSを含めた多様な情報発信に取り組んでほしいということをお意見させていただいたんですけれども、今、気候変動、生物多様性保全の観点から、国民の森林への関心が非常に高まっているというふうに思うんですが、特に環境問題への関心が高いと言われている若い、Z世代と言われる人たちというのは、いろいろな調査結果を見ても、情報収集ツールというのは、これはもう圧倒的にSNSという状況ですので、是非情報発信の在り方にSNSなども取り入れていただいて、多様な情報発信に取り組んでいただきたいと思いますというふうに思います。意見を取り入れていただき、ありがとうございます。

以上です。

○土屋会長 ありがとうございます。

今、3人の方から御意見を頂きましたので、ひとまずここでまとめて事務局の方からお答えがあればお願いしたいと思います。

○嶋田業務課長 業務課長でございます。

土川委員から御意見のございました、いろいろな先端的な技術を入れる際に現場で使いやすいようにということについて、資料1-5の34ページを御覧いただけますでしょうか。

9月の林政審議会でもお示しさせていただき、ここに挙げておりますように、GISでありますとか、レーザでありますとか、ドローンでありますとか、こういった技術はいろいろ進展しておりますので、我々現場の職員、あるいは事業を発注しますので、受注者の人の協力も得ながら、こういった技術を現場で使ってみて、またいいものは取り入れていくということでやっております。

一番右に遠隔臨場という、これは工事現場等で監督業務を遠い事務所から現場の監督等をできるのではないかとということで、取り組んでおります。いずれにしましても、御指摘のように、現場で役に立つ技術をしっかり取り入れていくという観点で、こういった取組を引き続き続けていきたいと思っております。

それからもう一点、フィールドの提供、大学等との連携についても御意見を頂きました。我々は、大学等とも各地、各森林管理署、森林管理局の方で様々な形で連携させていただけておりまして、一つ指標として言いますと、大学等との協定を結んでやっております、現在40件以上ありまして、そういったものとか、あるいは単発で現地で講師をしますとか、そういった形で人材、フィールドを使いながら、フィールドの提供なり人材の育成なりの支援というものをこれからもやっていきたいと思っております。

○土屋会長 ありがとうございます。

ほかはよろしいですか。

○眞城経営企画課長 あと、再造林でありますとか、あと鳥獣対策ということで、こちらの方について、実際にパイオニアとして国有林が取り組んで、また更にその普及ということでの御意見を頂きました。

それにつきましては、資料1-5でいいますと13ページになるかと思っておりますけれども、こちらにつきまして、とりわけシカ対策ですが、実際に、まず、いわゆる捕獲でありますとか、シカ被害を防除する対策に取り組んだもの、この結果について、地方の行政機関や狩猟者の方々とも連携をさせていただき、それによって共有して普及をすること、こちらの方にも、

これまでもそうですけれども、また今後ともしっかりと取り組んでいきたいと考えております。そういった意味合いで、計画の記載とさせていただきます。

それから、あと福島委員から頂いている、いわゆる情報発信について、気候変動なり多様性ということに関心が高まっているという中で、SNSが非常に有効であるということでございます。

そちらにつきましても、先ほどの資料1-5で詳しくは書いてはございませんけれども、SNSを活用するというそのものを、今回新たに計画の方に明記をさせていただきましたが、現在の取組のところ、まだ余り幅広くということではありませんが、例えば「レクリエーションの森」については、映像をSNSで発信するとか、ユーチューブなんかも使って職場を紹介するというような、そういうところから始めている中で、今後も、発信の内容を工夫しながら、そういった取組を進めていけるかなと思ってございます。これは引き続き取組をさせていただければと考えてございます。

以上でございます。

○土屋会長 ありがとうございます。

今、オンラインの方に限って御質問をお願いしましたがけれども、これからも全体に御意見を伺いますので、当然オンラインで参加の方も、引き続き御発言の御希望がありましたら意思を表示していただければと思います。

小野委員がさっき手を挙げておられたので、小野委員、どうぞ。

○小野委員 ありがとうございます。

質問ではなく意見です。昨今、世界的な環境に対する動向を見ていると、国民共通の財産である国有林というのは、これからますます公益的な機能への期待も高まってくると感じています。今後、日本の森林・林業のパイオニアとして、国民に情報を引き続き発信をしていただきたいなと思います。

一方で、近年、特に今年は熊の被害がとても多く、山に近づくことに不安を感じた国民も多かったことと感じています。熊の被害が報道されるたびに、森に熊の餌が不足しているですとかという森と動物の関係についても目が向くかと思えます。林業的な視点でいえば、鳥獣被害はシカの問題が大きな課題かと思えますけれども、多くの国民にとっては、人間に直接被害を及ぼす熊というものへの関心というのも高くなって来るかなと考えています。

今回の基本計画では、野生動物に関する情報は、主に鳥獣被害と生物多様性に関するところの記述が中心かと思えますが、資料1-5の33ページにもあるように、今後、「美しい森 お

薦め国有林」の整備や情報発信、又は環境省と連携をしている発信などを見ていると、今後、人と動物の共生という観点から、国有林、特に人工林の在り方ですとか考え方に触れていただけると、国民の安心・安全にもつながり、より関心が持っていただけるのではないかなというふうに思います。

省庁をまたがる部分のテーマかとは思いますが、事は森で起きていることが多いと思いますので、林野庁からも発信を頂けるといいかなと思います。

以上です。

○土屋会長 ありがとうございます。

それでは、また何件か、何個かまとめて回答をお願いしたいと思いますので、ほかの方。

佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員 私は自治体の長でございますので、また私の町には4分の1が国有林、7,300ヘクタールほどありますから、今いろいろと御意見が、また、この計画案を見ますれば、非常に奥地の国有林のある自治体の対応と併せて、大変丁寧に計画案を作っていただいておりますというふうに思っています。

御案内のとおり、国有林は、私の町でも上流域にあるわけであります。そうすれば、国有林が雨等で荒れていけば、下流域に住む住民の暮らしておるところの河川に影響し、それから、また下流に行けば、地方の中核都市の河川に影響するということでもありますから、これが今、流域治水という形で盛んに取り上げられておりますけれども、正にその基となる国有林の山が荒れないような形で維持していくことが、先ほどから委員の先生方がおっしゃるように、国民の財産として国有林を作っていくんだという、この計画の中に反映されるのではないかなというふうに思います。

そういうことで、資料1-5の治山関係につきましても、国有林の中の崩壊、そういったことに対する対応も書いてございますし、また、有害鳥獣のことは先ほどからいろいろと御意見が出ておりましたけれども、やはりシカ対策についても、これは国有林のみならず民有林を預かっております我々にとっても大変大きな課題といたしますか、どうやればいいのかという形であります。

私の町でもシカとイノシシで年間2,300頭ほど獲っております。それを続けていって、今シカ被害は少しずつ減っておりますけれども、やはり続けていかなければならない。その中で、先ほどからありますように、うちの町といいますか、宮崎県の方では、森林管理署さんと連携して、わなの配布なり、その地域の方々が協働で獲っておると。

我が国の林業を資源循環型の産業として再生させるためには、何が一番重要かということは、林野庁の皆さんはよく御存じだと思いますけれども、山元の収益性を高めることですよね。例えば、林業労働者の問題でも、収益性を高め林業労働者の賃金を上げなかったら人は集まらないです。人が集まらなければ、いわゆる産業としての林業は成り立たないということになります。国有林、民有林を分けて考えないで、日本全体の問題として、循環型の産業として林業を再生させるためには、どうしたらいいのかという視点で国有林も是非考えていただきたい。だから安定供給だけではなく、価格の問題も含めて対応して頂きたいと思っています。

先ほどちらっと申し上げましたが、立木販売価格の公表、これは非常にいいことだと思います。国有林がどのような価格で販売しているかが分かることは、我々にとっても参考になりますし、買手の方にとっても、ああそういうことかと、もう安売りしないよねという認識を持っていただくことになれば、それは一番いいことですし、もう一步進めて、立木の販売結果を公表するだけではなくて、どうやったら立木の販売単価を上げられるのかということの研究していただければと思っています。そのための一つの方法として、きめ細かな供給のコントロール、これが是非必要だと思います。

国有林には、ウッドショックの際にも供給コントロールをしていただいていたわけですが、ある程度効果があったと思います。また、きめ細かなコントロールをする際には、ボトムラインを決めて、一定の価格以下では販売しないというぐらいのつもりで、例えば1立方メートル当たり7,000円程度は欲しいという感じで考えていただければ、収益性の向上につながっていくのではないかと考えています。

したがって、国有林のことだけではなく、日本全体の山をどういうふうにかえたらいいのかという視点から、この国有林の話もしていただけると、非常に説得力があるというか有り難いと思います。その点は御要望というか、今後の課題ということでお願いをしたいと思います。

もう一つは、技術開発の問題ですが、先ほどもお話がありましたけれども、国有林で取り組んでいる技術開発については、民有林関係者に積極的に公開して頂き、例えばこの技術を採用しなさいよとか、注意すべきことを事細かに説明をしていただくような機会を増やしていただければと思っています。

また、エリートツリーについてですが、確かに成長量は大きいのですが、結局スギのエリートツリーは、スギの適地に植栽しないとエリートツリーにはならないわけですよね。スギの適地でない所にエリートツリーを植えても成長量は普通のスギと変わらないという話になりかねないわけです。

そういう点を考慮して、木材生産林のゾーニングについても考えて欲しいと思います。例えば、木材生産林を1,000万ヘクタールの人工林のうち660万ヘクタールにしていく際、そのうち国有林がその4割とすると、200万ヘクタールとか250万ヘクタールになるだろうと思いますが、その面積で、今後、国産材供給量として3,000万立方メートルを供給する場合にどこまで供給できるのか、もう少し詳細に試算をしていただいた上で、その結果がいわゆる債務返済の計画にも結び付くのではないかと漠然と思っている次第です。できればその辺の試算についても、今後林野庁の方で示して頂けると有り難いと思っています。

すみません、長くなりました。

○土屋会長 ありがとうございます。コンパクトにさせていただいたと思います。

今、お三方から様々な視点から出ましたが、御回答があれば。

○眞城経営企画課長 よろしいでしょうか。

○土屋会長 どうぞ。

○眞城経営企画課長 最初に、小野委員から御意見、御指摘等を頂きました。

いろいろな環境の動向を見るなかで国有林への期待が非常に高くなっているということで、多様な御意見だったと思いますけれども、幾つかかいつまんだ形になり恐縮ですけれども、例えば熊のお話もございましたが、熊だけでなく、シカも含めた野生鳥獣については、いわゆる被害ということもございますし、資料の方でいうと、1－5の例えば13ページのところで触れさせていただいているんですけれども、動物ということだと鳥獣保護管理施策、これは環境省等とということになります、そこの連携というのが必要かと思えますし、また、森林ということで申し上げますと、少し前の7ページのところで、多様性の保全のところ森林の保護という形、また施業での配慮ということもございますし、更に、将来の方向ということでいうと、森林を多様化していく、例えば針広混交林とか、そういったことも含めて引き続き対応させていただくのかなと思っています。

それから、佐藤委員からは、これも幅広い御意見を頂いております。そもそも地域において国有林が大きなエリア的に、また、大きさも含めて役割を担うべきだということで、災害対応ということもそうでございますし、あとシカ対策、これも非常に大きな課題というお話もございましたが、地域の方々との連携が非常に重要かと思っています。例えばわなを共有しながら取り組むということでもありますとか、協定による取組も含めて引き続き連携を取らせていただきたいと、対策にあたって考えてございますので、引き続き御協力賜ればと思います。

それから、あといわゆる技術の普及、支援ということですが、局で開催している研修

と一緒に参加していただくということも含めて、御要望に応じた形の対応というのを取らせていただければということで、進めさせていただければと思います。

○橘国有林野部長 国有林野部長です。

吉川委員から頂いた御意見に関してでございますけれども、おっしゃるとおり、国有林だけではなかなかできないところが大きいと思います。国有林、民有林を分けずに、やはり林業の成長産業化というか、森林・林業基本計画に基づいて言いますと、「新しい林業」ということで収支をプラスにしていくんだということを今目指しているところでございますので、今回の国有林の基本計画の方にも、「新しい林業」の実現に向けて国有林が貢献していくという大きな方針を書かせていただきました。具体的な方法としては、今回条件のいい場所を区域取りして、我々はプラスになる林業を実践し、更にそれを民有林の方にも見やすいところでやっていくというか見せていくというようなことを考えて、そういう区域取りも入れるということにしたところでございます。

お話も頂きました立派結果の公表についても、いろいろな方面から御好評頂いているところでございますし、今後、更に何ができるか、国有林としてやれるものについて、できるだけ民有林の、「新しい林業」の実現の支援となるように取り組んでいきたいと思っておりますので、また引き続き御指導いただければと思います。

○土屋会長 実は、当初予定していた45分頃というのは大分過ぎておりまして、多くの方は、この後はここにとどまる予定の方も多いんですが、そうでない方もいらっしゃいますので、それほど遅くまではできないということで、そろそろ締めに入りたいと思うんですが、もしも最後に是非ということがありましたら。

そうしたら、松浦委員と丸川委員、お二人どうぞ。まずは松浦委員から。

○松浦委員 すみません、基本計画で、ちょっと外れますけれども、よろしいでしょうか。

○土屋会長 最後です。

○松浦委員 北方領土についての質問です。

ただいまロシアに不法占拠されている北方領土には、50万ヘクタール程度の広大な国有林が存在しますが、その実態と管理はどのようになっているか、お伺いしたいと思います。

○丸川委員 では、続けて。内容の質問ではございませんで、私はこの1-5の資料を大変気に入っております、なぜかという、前々回言った情勢変化が書き込まれていると非常に分かりやすく良いからです。御質問は、この資料の取扱いというのは、諮問の中の参考資料として入るのかどうかと。入れた方がいいんじゃないかと、外に公開された方がいいんじゃない

かという御質問です。

○土屋会長 ほかはよろしいですか。

多分、もうこれでおしまいぐらいになってしまうと思うんですけども。

では、玉置委員、どうぞ。

○玉置委員 ありがとうございます。

私も今回の資料1-5の表現方法についてです。二度の林政審で皆さんの御意見をお伺いしたのと、パブリックコメントを丁寧に分析して整理して反映していただいているので、とても分かりやすい。時系列的に読んで分かりやすく納得できる形にさせていただいたと思っています。

御意見にありましたように、普及していくための情報公開の方法を配慮しながら実行していくための御指導を、お願いしたいというふうに思います。

○土屋会長 ありがとうございます。

この辺で何か御発言したそうな、飯塚委員、どうぞ。手短にお願いします。

○飯塚委員 関連するところではあるんですけども、1-2がちょっと読みづらいといいですか、計画なので非常にそういうところではあるとは思うんですけども、読みづらいと、やはり一般国民が目にすることも余りないとは思うんですけども、例えば大きな段落の数字のところでは改ページを入れるとか、その程度でいいので、レイアウトを含めて、何か1-5を附属資料としてお付けいただくとか、そういった配慮がこれから林業としての広報力といえますか、情報発信に力を入れていくのであれば、そこら辺も配慮していくことは結構大事なのかなと感じました。

以上です。

○土屋会長 ありがとうございます。

かなり多岐にわたる意見が出たところですが、まとめてお答えをお願いします。

○眞城経営企画課長 それでは、いろいろ御意見ありがとうございます。

まず松浦委員から、北方領土の国有林の状況ということかと思えます。今、北方領土の国有林に関してやっていることでいいますと、国有林の場合、国有財産台帳がございますので、その登録というものを続けているということでもありますとか、あと、過去にいろいろ測量とかがございますので、そういった関係の資料、これを保全しているということでもありますとか、あと、公表資料ということだと、森林・林業白書の図面への掲載があるということもあります。いずれにせよ政府全体として慎重な対応が必要ということもございますので、そういった方針に沿って、こういった形でやっていくという、そのような状況でございます。

それから、丸川委員から頂きました資料の扱いの関係ですが、諮問、答申は、計画本体ではございますけれども、この資料そのものは、今回の林政審の資料ということで公表、公開いたしますので、広く見ていただけるという形になるかと思えます。これは先ほど玉置委員の方からも頂いている部分とも関連するかと思えますけれども、そういった形で、実際に多くの人に見ていただけるような形になろうかと思っております。

あと、最後に、計画そのものの関係についても御指摘を頂きました。全体の今回の文の内容からして、レイアウトをどこまで変えるかというのは、なかなか難しい部分はありますけれども、御指摘いただいたような形で、いろいろ検討するに当たって、情報発信するという意味合いも含めて、今後は分かりやすくというような、御指摘の部分を念頭に置きながら対応させていただければと思っております。

そういうことで、よろしく願いいたします。

○土屋会長 ありがとうございます。

まだ恐らく御意見はおありだと思うんですが、私の方の進行が悪くて、まだもう一話題ありますので、これ以上続けるのはちょっと困難だと思いますので、ここで一応締めさせていただきます。

それで、一番初めにも申しましたように、今日は答申まで行くことになっております。そのためには、林政審議会としての取りまとめをここで行う必要があります。

その前に、これはちょっと別だよというふうなお話しした国有林の債務返済に関してですが、これについては、今日の示していただいた資料のような形で着実に返済できるように、委員からの様々な意見も参考に取り組んでいただければと思っております。

では、農林水産大臣から諮問のありました国有林野の管理経営に関する基本計画の案につきまして、適当であるという旨の答申をしたいと考えますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○土屋会長 委員の皆さんから異議なしというお声、若しくはジェスチャーを頂いたというふうに認識いたします。ありがとうございます。

では、このように答申させていただきます。

それでは、これから答申書の手交に入りたいと思います。

答申書を読み上げさせていただきます。

農林水産大臣 坂本哲志殿。

林政審議会会長 土屋俊幸。

国有林野の管理経営に関する基本計画の策定について（答申）。

令和5年12月21日付け5林国経第76号をもって諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申します。

記。

国有林野の管理経営に関する基本計画の策定について、別添のとおり定めることが適当である。

以上です。

（土屋会長から小坂林野庁次長へ答申文を手交）

○小坂林野庁次長 ありがとうございます。

○土屋会長 皆様、どうもありがとうございました。

それでは、ここまでで国有林野の基本計画の方の審議は終わりとさせていただきます、もう時間を過ぎてはいるんですが、申し訳ございません。議事の2、その他として、令和5年度林野関係補正予算の概要について、事務局より御説明をお願いいたします。

○谷村林政部長 それでは、資料3を御覧いただければと思います。簡潔に御説明いたします。

令和5年度の補正予算は、去る11月29日に成立させていただいております。林野関係の合計といたしましては、公表、非公表合わせて1,401億円。下の総括表は1,312億円になっておりますが、これは注に書いてありますとおり、先ほど国有林の債務返済のところ御説明いたしましたが、決算調整分89億円がこのほかに入っておりますので、それを足して1,401億円ということでございます。

1 ページめくっていただきまして、重点事項でございます。

省全体の重点事項に即して整理させていただいておりますが、まずⅠの食料安全保障の強化に向けた構造転換対策、その中で、燃油高騰等に対応するための資材の森林由来資源への転換等の対策ということでございます。

これは、例えば省エネの木質バイオマス施設、ボイラー等の導入であったり、あと特に、きのこの生産に関して、やはり電気代等が非常に高いというところがありますので、生産資材等についての支援を昨年に続きさせていただいたものでございます。

次に、Ⅱの「総合的なTPP等関連政策大綱」、これもTPP発効以降、継続してやらせていただいているところがございますが、大きく分けまして、まず一つ目として、いわゆる担い手の対策。林業における新規就業者、例えばフォレストワーカーの研修等の体系的な研修であったり、労働安全に関する衛生装備・装置の導入等の支援。そして、鳥獣被害対策、先ほども

いろいろ御議論がありましたが、省全体といたしましては、もちろん鳥獣被害防止総合対策交付金という形で49億円が別にありますが、特に林野庁といたしまして、森林におけるシカ捕獲に対する必要な条件整備、例えば現地で捕獲したシカを埋設するための個体の処理施設整備についての支援というものを1億円、別途計上させていただいたということでございます。

3ページでございます。

林業・木材産業国際競争力強化総合対策ということで、アの路網の整備であったり木材加工流通施設整備、そして再生林の低コスト化や高性能林業機械の導入。

次に、林業のデジタル化・イノベーションの推進ということで、林業機械の自動化・遠隔操作化への支援であったり、いわゆる改質リグニン等の木質系新素材の開発、実証等についての支援。

次に、建築用木材供給・利用の強化という形で、先ほど来あります利用をいかに広げていくかという中で、特に中・大規模の施設を造っていくに当たって、品質や性能が証明されたようなJAS構造材を広めていく必要があるということで、そういうものについての利用実証・普及であったり、外構部の木造化できない部分にあつての木質化の推進ということへの支援。

次に、木材需要の創出・輸出力の強化です。輸出についても、やはり丸太だけではなくて付加価値の高い木材製品の輸出を広げていくということで、プロモーションであったり、輸出先国のニーズに合った規格・基準に対応した製品・技術開発等への支援を行うということでございます。総額で458億円です。

続きまして、花粉症対策でございます。

これは、10月に花粉症の関係閣僚会議で、花粉症対策初期集中対応パッケージというものが決まりましたので、その実行に必要な予算という形で60億円を措置させていただいているところです。

あわせて、先ほどの林業・木材産業国際競争力強化総合対策で様々な予算を説明いたしましたが、花粉症対策にも資するものとして併せて書かせていただいております。内容といたしましては、スギ人工林の伐採・植替え等の加速化であったり、スギ材需要の拡大、そして花粉の少ない苗木の生産拡大、林業の生産性向上及び労働力の確保、そしてスギ花粉飛散量の予測・スギ花粉の飛散防止の対策、それぞれについて必要な予算を計上させていただいているところです。

最後に、公共事業ですが、防災・減災、国土強靱化と災害復旧等の推進ということで、治山事業と森林整備事業、そして今年5月から7月までの豪雨災害の復旧・復興に必要な予算とし

て、所要の額を計上させていただいております。

現在大詰めまで来ております令和6年度の当初予算と併せまして、必要な予算、必要な事業を確保していきたいと考えております。

以上でございます。

○土屋会長 簡潔にありがとうございました。

それでは、もしも質問、御意見がありましたら、いかがでしょうか。

特によろしいですか。ありがとうございました。

そうしましたら、今、予定よりは10分ぐらい過ぎているんですが、皆さんの御協力で何とか時間には間に合いそうです。一応、これで今日の審議会としての審議は終了にさせていただきたいと思います。

いつものように、最後にまとめのコメントを、今日は小坂次長の方からお願いしたいと思います。

○小坂林野庁次長 次長の小坂でございます。

本日は、闊達なる御審議、御議論を頂きまして、ありがとうございます。国有林野の管理経営に関する基本計画ということで、平成25年度から国有林野事業は一般会計化しています。その心は、皆さん御案内のとおり、公益重視の管理経営をやりながら、国民の森林として民有林を含めて日本の森林・林業、その発展に貢献していくんだと、そういったことで一般会計化を進めております。

そういう中で、今日、正に国有林が先導的な役割を果たすパイオニアとして、非常にお褒めいただくとともに、もっと頑張れといった御意見を頂いたかなと思っております。特に、公益ということであれば、やはり生物多様性、複層林、人の手を加えながら維持していく中で、単層林じゃない複層林施業、こういったところというのは、国有林がいろいろトライしています。そういうものを広めていかなきゃいけないですし、鳥獣被害対策、さらにはデータのGIS、これも現場が使いやすいようなものを作っていく、そういったところでも国有林がいろいろトライしたものが民有林に広げていく可能性があると思っています。

そういったことを引き続きやっていくとともに、林業、木材産業についても、吉川委員からお話がありました。先般の基本計画に基づいて、「新しい林業」、儲かる林業を作っていくんだという中で、ただし国有林は国内の木材供給量の15%ぐらい、非常に多いといいながらも15%ですから、林野庁としては、民有林と一緒にあって、やはり川上がもっと一致団結して安定供給、需要に応じた供給をして価格もきっちり維持できるような体制、形をどう作っていく

のか。これも引き続き探求しながら進めていきたいというふうに思った次第でございます。

いずれにしても、国有林に対して様々な御意見を頂きました。それを受け止めてきっちり頑張っていきたいですし、情報発信についても、資料を褒めていただきましたし、分かりにくいという御意見も頂きました。それを踏まえて、より国民の皆さんに分かるような形で、理解いただくような形で進めていきたいと思っておりますので、引き続き皆様方の御指導、御意見の方を頂ければと思います。

本日は誠にありがとうございます。

○土屋会長 ありがとうございます。

最後に、会長の方からも何かいつも言っているんですけども、国有林について、皆さん非常に真摯に御議論いただきまして、本当にありがとうございます。それから、事務局の皆さんも、非常に真摯にそれに対応していただくと同時に、なるべく分かりやすい、見やすい報告の仕方、それから案文の作り方というのも御努力していただいたんだと思います。

何回も出てきますけれども、一般会計化してから10年、それから、これは余り林野庁さんとしては言いたくないところもあるのかもしれませんが、いわゆる国民の森林、国有林になってから四半世紀がちょうどたったところです。やはりその間に様々な困難もあったわけですが、国有林というのは大分変わってきている、非常に変わってきていると思います。それがこれからも引き続き、今日出てきたので何回も言いますが、パイオニアとして全体を先導していくようなことを更に進めていただければいいなと思っております。

これは出島委員からですかね、次の策定時というのはもう28年で、世界で言っている2030年の直前になるわけで、それまでの間にどのぐらい国有林が様々な形で成長できるかというのは、非常に重要なところだというふうに思っております。

それで、皆さんにお願いしたいのは、実はこの基本計画を作ったらそれで終わりじゃないわけですね。毎年国有林のミニ白書が、その進行管理になります。ですので、それで1年ごとに今回作った新しい基本計画がどうなっていく、どのぐらいやれているのかというのを監視するのが審議会としての役目だと思っておりますので、是非今回の議論を記憶にとどめていただいて、またこれから5年間に国有林の尻をたたくということをやっていければと思っております。

この後、会が予定されているので、その方々には言いませんけれども、御参加になれない方、それからオンラインの方には、恐らく私だけでなく皆さんも、これが最後だと思っておりますので、どうかよいお年をお迎えください。

これで、一応私の方からの議事進行は終わりにしたいと思います。

委員の皆様、長い間どうもありがとうございました。

それでは、事務局にお返しします。

○谷村林政部長 土屋会長、ありがとうございました。

次回の林政審議会でございますが、来年2月20日火曜日の13時5分から開催したいと考えております。委員の皆様方におかれましては、是非御出席のほどよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、本日の林政審議会を閉会とさせていただきます。

委員の皆様方には、長時間にわたり熱心な御議論を頂き、ありがとうございました。

午後5時17分 閉会